

静岡県告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

平成30年1月26日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社潤い総研	藤枝市田沼二丁目20番22号	就労継続支援B型事業所 うるおい初倉	島田市坂本1377番地の11	平成30年1月1日	就労継続支援B型	特定なし
株式会社潤い総研	藤枝市田沼二丁目20番22号	就労継続支援B型事業所 うるおい高洲	藤枝市高洲1281番1	平成30年1月1日	就労継続支援B型	特定なし
株式会社サンライズ	富士市上横割235番地の9	サンライズ就労移行・就労B型	富士市松岡1210-6	平成30年1月1日	就労移行支援、就労継続支援B型（多機能型）	身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語障害、内部障害）知的障害者、精神障害者、難病等対象者